

平成30年 第5回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 平成30年3月23日

至 平成30年3月23日

陸別町教育委員会

平成30年 第5回 陸別町教育委員会会議録

招 集 の 場 所	陸別町役場 3階 委員会室			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成30年3月23日 午前11時00分	教育長	野下 純一
	閉 会	平成30年3月23日 午前11時42分	教育長	野下 純一
委 員 の 出 席 及 び 欠 席 ○出席を示す ×欠席を示す	教 育 長	野 下 純 一	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	石 橋 勉	○	
	委 員	西 岡 愛 則	○	
	委 員	角 熊 葉 子	○	
会議録署名委員	石 橋 勉			
説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	次 長	有田 勝彦	主 任 主 査	北村 正利
	主 幹	瀧口 和雄	主 任 主 査	遠藤 克博
	所 長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主 任	角谷 亮輔		
会 議 に 付 し た 事 件	議案第7号―陸別町奨学資金貸付条例施行規則の制定について			
	議案第8号―陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則			
	議案第9号―陸別町スポーツ推進委員の委嘱について			
	議案第10号―陸別町教育委員会事務局職員の任免について			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○野下教育長 ただいまより、平成30年第5回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○野下教育長 本日の会議録署名委員は、石橋委員にお願いします。

◎事務報告

○野下教育長 事務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

○瀧口主幹 議案お開きいただきまして1ページ、事務報告であります。3月15日から3月22日までの関係分でございます。

管理関係でございますが3月15日、第4回陸別町教育委員会会議を実施いたしました。その前段で中学校の第71回卒業式を挙げております。

19日、第12回の陸別町校長教頭会議を開催しております。

21日には陸別町教育振興賞表彰式をタウンホールにおいて挙げております。

以上です。

○北村主任主査 社会教育関係の事務報告をいたします。

3月16日、大人のためのリコーダー講習会の第4回目を開催しております。

20日につきましては、3月分の英会話教室ということで、2回目になりますがモー先生による英会話教室を行っております。あとは27日の講座を残すのみとなっております。

以上です。

○有田次長 今後の予定であります。

3月分につきましては前回から申し上げておりますので省略させていただきます。記載のうち、新たなものだけ報告いたします。

2ページをごらんください。

4月4日でありますけれども、教職員の着任式を午後3時から開催いたします。その後、午後4時を目処に校長教頭会議を開催いたしまして、午後6時半から歓迎会を開催することとしておりますのでよろしくお願いいたします。

9日ですが、陸別小、中学校の入学式それぞれ午前午後で開催されます。それから今現在の英語指導助手のモハメドフセインですが、10日に離任し、翌11日には新たな英語指導助手、

ミンシェンリーが着任することとなっております。15日の日曜日については小中学校それぞれの参観日があり、その時に小中一貫教育推進事業の保護者説明を実施する予定となっております。

17日には平成30年度のことぶき大学始業式を開催する予定となっております。

以上です。

○野下教育長 事務報告について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○野下教育長 なければ、報告事項に入ります。

別冊の教育長業務報告をごらんください。

案件につきましては3月定例会についてであります。3月定例会は3月7日に開会しまして10日から12日は休会、13日再開、14日閉会ということになっております。

まず、条例の制定と改正について説明いたします。条例関係につきましては次のページまで11件ございまして、1から2件目は移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。これは新たに上陸別地区に設置する施設を追加するための条例となります。

2につきましてはこれに関わり電気通信事業者からの分担金を徴収するための条例となっております。

3番でありますけれども、職員の給与に関する条例等の一部改正ということですが、これは国家公務員の制度に準じた制度に改正するというもので、期末勤勉手当の役職加算の凍結を削除するというものであります。これに関わりまして4番目の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となっております。

5番目ですが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、この整理に該当する法律が2つあります。内容説明は省略しますが、文言の整理に伴うものであります。

それから6番目ですが、後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。これについては持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の改正に伴う改正となっております。

7番目は、医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部改正であります。従来からある貸付制度ですけれども、町内の介護職員の人材確保をするための改正ということで介護職員に関係する分が追加となっております。

8番目の奨学資金貸付条例については、今回その関連規則が出ておりますので説明は省略させていただきます。

9番目は国民健康保険条例の一部改正であります。これについては葬祭費の支給額が示されたということでそれに伴う改正となっております。

10番目、介護保険条例の一部改正であります。保険料の見直し及び介護保険法統の改正及び条文の整理に伴う改正となっております。

11番目、指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例であります。介護保険法の改正に伴う条例の制定となっております。以上が条例関係でございます。

それから計画関係については2本ありまして、第5期陸別町障がい福祉計画についてと、第7期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について可決されております。

3番補正予算であります。記載のとおりとなっておりますが、一般会計のみ説明させていただきます。既定額が45億2,923万4,000円、補正額が6,947万円となっております。補正後の額が45億9,870万4,000円となっております。

主なものについては、まず基金積立が総額3,953万円、うち給食センター分が461万6,000円の積立となっております。

ほか大きなところでは、農業競争力強化基盤整備事業負担金で6,709万円、公営住宅建設等ということで新町2区であります。8,206万円ということでこれについては30年度繰越明許事業というふうになっております。その他は事業費確定又は見込みによる減額となっております。

続きまして各会計の30年度の予算であります。今回可決されたということで一般会計と各会計総括表のみ掲載させていただいております。内容についてはこれまで説明させていただいておりますので、今回議案どおり可決されたということでご報告させていただきます。

一般質問であります。全部で4名の方の質問が記載のとおりありました。最後、議員派遣であります。北海道町村議会議長会主催の議員研修会ということで7月3日から4日、札幌市の方へ研修に行くということで御報告させていただきます。

以上です。

○野下教育長 報告事項について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議案審議

○野下教育長 なければ、議案審議に入ります。

議案第7号、陸別町奨学資金貸付条例施行規則の制定についてを議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 2ページをごらんください。

議案第7号、陸別町奨学資金貸付条例施行規則の制定について。

陸別町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の公布に伴い、次のとおり制定する。

1、陸別町奨学資金貸付条例施行規則、別紙のとおりということになります。

提案の理由といたしましては、陸別町奨学資金の貸付及び返還手続き等に関し、所要の制定を行お

うとするものであるというものであります。

3月8日の議会において可決をされました条例においては一部を改正しておりますが、実はこれに係る規則を設定しておりませんでした。今回の条例改正に基づきまして事務手続きを明確にしたいということで規則を制定したいとするものであります。

それでは3ページをごらんください。

本文を読み上げたいというふうに思っております。なお、本文の中で別紙様式につきましては添付を省略しておりますのでご了承下さい。

それでは陸別町奨学資金貸付条例施行規則、目的、第1条、この規則は、陸別町奨学資金貸付条例、昭和51年陸別町条例第3号、以下条例という、の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

貸付けの申請であります。第2条で、条例第4条第1項の規定による奨学資金の貸付けの申請は、別記第1号様式の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。第1号、志願書、これが別記第2号様式になります。第2号、入学許可書の写し又は在学証明書、第3号、保護者の住民票、第4号、連帯保証人の所得証明書、第2項におきましては前項第4号に規定する連帯保証人は道内に住所を有する者であり、保護者以外の場合は、住民票を添付するというものであります。

貸付の決定通知でありますけれども、第3条、条例第4条第3項の規定による通知は、別記第3号様式によるものとする。

誓約書、第4条、奨学資金の貸付けの決定を受けた者、以下奨学生という、は、決定の通知を受けた日から10日以内に、別記第4号様式の誓約書を教育委員会、以下委員会という、に提出しなければならない。

第2項、奨学生は、連帯保証人が死亡、失踪又は破産その他の事情によりその適正を欠くと認めるときは、別記第5号様式により連帯保証人の変更を届出なければならない。

貸付金の貸付け及び借用証書、第5条、奨学資金は、その貸付けを決定した期間中、定期的に貸付ける。第2項、奨学生は、貸付けが終了したとき又は条例第7条各号の規定に該当したときは、別記第6号様式の貸付け停止届及び別記第7号様式の借用証書を提出しなければならない。

届出、第6条、奨学生又は連帯保証人は、貸付けを受けた奨学資金の返還が終了するまでの間又は返還を免除されるまでの間に、次の各号の一に該当するに至った場合は、速やかに、それぞれ別記第8号様式1、別記第8号様式2、別記第8号様式3、別記第8号様式4、別記第8号様式5及び別記第8号様式6により委員会に届出なければならない。

第1号、奨学生、保護者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき、第2号、奨学生が休学、復学、転学又は退学したとき第2項、奨学生が、その返還を終わるまでの間において死亡又は失踪したときは、遺族又は連帯保証人は、戸籍個人事項証明書を添えてその旨を速やかに届出なければならない。

奨学資金の返還、第7条、条例第8条の規定による奨学資金の返還は、委員会の発する納入通知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

返還の猶予申請、第8条、条例第9条の規定による返還の猶予を受けようとする者は、別記第9号

様式により申請しなければならないということでありまして、返還の猶予申請につきましては、高校卒業者は3年、それ以外の者については4年ということでその期間返還の猶予ができるという内容となっております。

返還の免除、第9条、条例第10条第3号ただし書に規定する規則で定める免除の額は、次のとおりとする。第1号、奨学資金の平均月額に定住期間を乗じて得た額に4分の1を乗じた額ということですが、これは規定どおりの貸付期間、3年や4年等満度に定住していれば全額免除となりますが、免除申請をして定住している途中で転出した場合については、12月以上、最低1年定住していれば貸付相当額の4分の1を免除するという考えであります。例えば高校ですと、36月、3年間定住していれば全額免除となりますが、12月から35月まで定住していれば、その間は貸付相当額の4分の1を免除するということとなります。1年未満で転出した場合には1円も免除の対象とはならないというものであります。

第2項におきましては、貸付期間以上の定住、陸別町内又は近隣市町村において就業又は起業するために町内に住所を定めて暮らすことをいう、の要件は次の各号の一に該当することをいう、であります。

第1号、正規雇用として就業したときが明確でありますけれども、括弧書きで、雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、社会保険等加入者で雇用保険の一般被保険者、1週間の所定労働時間が30時間未満のものを除く、というものであります。

第2号が起業等したとき、第3号がその他委員会が認めたときということでありまして、いろいろなケースが想定されますが、最終的には委員会が認めた者ということで判断をしていきたいというものであります。

それから、貸付期間以上というのは、高校のみであれば通常3年間、大学であれば4年間となります。高校から大学まで通算して貸付を受けた場合には7年間定住していないと全額免除とはなりません。

第3項であります。第1項第1号の規定により一部返還免除された者は、再度の返還免除の資格は有しないものとする、ということでありまして、一度返還免除をして転出した場合、全額免除の対象とはできませんので、改めて、転出して戻ってきてからまた免除申請をしたいという者については、資格は有しないというような規定であります。

第4項、前各項に規定するもののほか、奨学資金の全部又は一部の返還の免除を受けようとする者は、別記第10号様式の申請書に、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて行うものとする。なお、申請時において償還済みの奨学資金は還付しないものとし、返還猶予期間を超えての免除申請はできない。

第1号、就業した者は、事業主の雇用証明書、第2号、起業等した者は、これを証する書類、ア、開業届の写し、イ、直近の所得税確定申告書、決算書、第3号、その他委員会が認めたもの、ということでありまして。これは返還免除の申請時期について記載されております。高校であれば3年、それ

以外であれば4年を超えてからの返還免除の申請はできないことをうたっております。例えば今年の4月に卒業して、返還免除を受けないということで奨学資金の返還を開始していた者が、1年後に、実は戻ってきて定住をしたいという場合については、既に1年分の奨学資金を返しているわけですが、それは還付はしませんということです、残りの分を返還免除しようとするものは認めていきたいと思っておりますけれども、既に返還済みのものについては還付をしないことを明記しております。

第5項、委員会は、前項の規定による申請があったときは、その返還免除の可否を決定し、すみやかにその旨を別記第11号様式により申請者に通知するものとする。

在学証明書の提出、第10条、奨学生は貸付期間中の在学証明書を、毎年4月末日までに提出するものとする。

委任、第11条、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。附則、この規則は、平成30年4月1日から施行する、というものであります。

卒業後については3つのパターンが考えられます。1つ目、卒業後すぐ返還を始める場合、2つ目、卒業後すぐ返還免除申請をする場合、これは卒業後町内に定住するものであります。3つ目は4月から進路がはっきりしていない場合は返還猶予申請をすることができるものです。それぞれ猶予期間中に先ほど言いました1番目か2番目かの選択をする猶予期間を与えることができます。

以上で説明を終わらせていただきます。以後御質問によりお答えしたいと思いますので御審議の程よろしく願いいたします。

○野下教育長 それでは議案第7号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 議案第7号について原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第7号は、原案のとおり決定しました。

○野下教育長 次に、議案第8号、陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則を議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 それでは5ページをごらんください。

議案第8号、陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則。

陸別町立学校管理規則の一部を次のように改正するというものであります。

提案の理由といたしましては、市町村立の小学校、中学校等の事務主幹の取扱い要領等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。6ページに新旧対照表がありますのでこちらで説明をさせていただきます。右が旧、左が新となっております、一部文言の訂正もあります。それぞれ変更部分に下線を引いております。

まず第7条ですが、「あてる」「聞いて」を「充てる」「聴いて」に変更しております。

次、旧の第7条の2、事務主任を第7条の3に繰り下げます。これにより新たに第7条の2に専門事務主任に関する事項を設けております。今現在、事務主幹、事務主任、事務職員がありますが、事務主幹と事務主任の間に専門事務主任という職がつくというふうにおさえていただければと思いま

す。

第7条の3では第3項におきまして、下線を引いておりますけれども、事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たるとしております。

5ページにお戻り下さい。今申し上げました改正内容についての記載となっておりますので読み上げは省略させていただきます。

附則につきましては、この規則は、平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。以後御質問によりお答えしたいと思いますのでよろしく御審議の程お願いいたします。

○野下教育長 それでは議案第8号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 議案第8号について原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第8号は、原案のとおり決定しました。

○野下教育長 次に、議案第9号、陸別町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 それでは7ページをごらんください。

議案第9号、陸別町スポーツ推進委員の委嘱について。

陸別町スポーツ推進委員設置規則第3条の規定により、次の者を陸別町スポーツ推進委員に委嘱する。

提案の理由といたしましては、陸別町スポーツ推進委員が平成30年3月31日をもって任期満了となるので、委嘱しようとするものであります。定数につきましては8名でありまして、佐藤正人、田中加奈子、菊地睦、三好陽平、瀬藤文典、佐藤典宏、以上6名が再任、平野行広、日笠竜一の2名が新規の8名となっております。

平野氏におかれましては、ミニバレー協会の会長ですとか体育連盟の理事等歴任されておりますが、現職ではありません。現在は上斗満地区の地域の取りまとめ役として活躍されております。また、これまで委員の中に農業関係者の方がいらっしゃらないということで、何とか農業関係者の中から委員を委嘱したいと考えておりましたけれども、平野さんについては息子さんが帰ってこられまして、会議等への出席が今後可能ということで本人の確認もとれましたので、今回委嘱しようとするものであります。

日笠氏につきましては、4月1日より陸別中学校に赴任されるということでありまして、本人の了解を受けまして今回委嘱しようとするものであります。

なお、平野氏の前任については白川光男氏でありましたが、72歳ということで、町としては70歳を超えると更新をしないという考えがあります。白川氏については、平成2年5月から14期務めていただきまして大変お世話になりました。

以上の8名につきましては、平成30年4月1日から32年3月31日までの2年間の任期となっ

ております。

以上です。以後御質問によりお答えしたいと思いますので御審議の程よろしくお願ひいたします。

○野下教育長 それでは議案第9号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 議案第9号について原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第9号は、原案のとおり決定しました。暫時休憩をします。

(休憩 午前11時40分)

(再開 午前11時42分)

○野下教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。これより会議を公開とします。

◎その他の事項

○野下教育長 次に、その他に入ります。事務局又は委員の皆さんからございますか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○野下教育長 それでは、以上をもちまして、平成30年第5回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時42分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 石 橋 勉

会議録作成職員 角 谷 亮 輔